

## 第 18 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	そ の 他	計
件 数	3	5	12	20

#### (2) 議案の名称

##### < 予算 >

議案第 97号	令和5年度尼崎市一般会計補正予算（第6号）	… 5
議案第 98号	令和5年度尼崎市工業用水道事業会計補正予算（第1号）	… 9
議案第 99号	令和5年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）	… 11

##### < 条例 >

議案第100号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	… 13
議案第101号	尼崎市教育振興審議会条例について	… 21
議案第102号	尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	… 23
議案第103号	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	… 25
議案第104号	尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	… 41

##### < その他 >

議案第105号	指定管理者の指定について（尼崎市立中央北生涯学習プラザ）	… 43
議案第106号	指定管理者の指定について（尼崎市立小田北生涯学習プラザ及び尼崎市立小田南生涯学習プラザ）	… 43
議案第107号	指定管理者の指定について（尼崎市立大庄北生涯学	… 43

	習プラザ及び尼崎市立大庄南生涯学習プラザ)	
議案第108号	指定管理者の指定について(尼崎市立立花北生涯学習プラザ及び尼崎市立立花南生涯学習プラザ)	… 43
議案第109号	指定管理者の指定について(尼崎市立武庫東生涯学習プラザ及び尼崎市立武庫西生涯学習プラザ)	… 43
議案第110号	指定管理者の指定について(尼崎市立園田東生涯学習プラザ及び尼崎市立園田西生涯学習プラザ)	… 43
議案第111号	指定管理者の指定について(尼崎市立身体障害者デイサービスセンター)	… 47
議案第112号	指定管理者の指定について(尼崎市墓園及び尼崎市立弥生ヶ丘斎場)	… 49
議案第113号	指定管理者の指定について(尼崎市立ユース交流センター)	… 51
議案第114号	阪神水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及び同企業団規約の一部変更に関する協議について	… 53
議案第115号	あらたに生じた土地の確認について	… 55
議案第116号	あらたに生じた土地の既存の町の区域への編入について	… 57

## 2 その他の報告

### (1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

その他の事故      1件                      41,580円

第18回尼崎市議会定例会

# 議案説明資料



&lt;令和5年12月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第97号	所 管	各事業所管課
件 名	令和5年度尼崎市一般会計補正予算(第6号)				
<b>内 容</b>					
1	補正予算の内容 旧かんなみ地域の環境改善に向けて、取得済み建物を暫定的な店舗として利活用し、まちのイメージ改善を図るとともに創業へのチャレンジを支援するほか、これまで通りの栄養バランスのとれた給食を実施するため、小中学校等の物価高騰相当分を増額することなどに伴い補正を行う。 各事業の概要等は別紙のとおり。				
2	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	223,146,064	782,336	223,928,400		
3	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	国庫支出金	13,136	総務費	2,083	
	県支出金	9,500	民生費	40,449	
	繰入金	17,488	土木費	564,400	
	繰越金	740,109	教育費	175,404	
	諸収入	2,103			
	合 計	782,336	合 計	782,336	
4	繰越明許費 追加 (単位：千円)				
	款	項	事 業 名	金 額	
	衛生費	保健所費	保健所維持管理事業	21,000	
	土木費	都市計画費	小田南公園関係事業	185,136	

5 債務負担行為

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称)健康ふれあい体育館整備事業	令和6年度	12,368
小田南公園関係事業	令和6年度	241,900

## 補正予算の内容

(1) 旧かんなみ地域暫定利用事業費	2,083 千円
<p>旧かんなみ地域の取得済み建物を暫定的な店舗として利活用し、まちのイメージ改善を図るとともに創業へのチャレンジを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容：事業者募集のための市場調査及び事業者選定の準備</li> <li>・利活用期間：令和6年9月から令和7年12月</li> </ul>	
(2) 給食費に対する物価高騰対策	119,746 千円
<p>これまで通りの栄養バランスのとれた給食を実施するため、小中学校等及び公立保育所の物価高騰相当分を負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1食あたりの単価 <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校 +24 円 (240 円→264 円)</li> <li>中学校 + 7 円 (310 円→317 円)</li> <li>公立保育所 +23 円 (220 円→243 円) 等</li> </ul> </li> </ul>	
(3) 児童ホームの I C T 化に向けた環境整備	30,895 千円
<p>児童ホーム事業の効率化を図るため、I C T 化を推進する。</p>	
(4) 小田南公園関係事業費	564,400 千円
<p>小田南公園における地中埋設物の撤去処分に係る費用を負担する。 債務負担行為 241,900 千円</p>	
(5) 丹波少年自然の家事務組合負担金	65,212 千円
<p>丹波少年自然の家事務組合が令和5年度末で解散することに伴い、財産処分及び職員処遇に係る負担金を負担する。</p>	

## 費目別事業概要

<b>総務費</b>	<b>2,083 千円</b>
旧かんなみ地域暫定利用事業費 旧かんなみ地域の取得済み建物を暫定的な店舗として利活用する。	2,083 千円
<b>民生費</b>	<b>40,449 千円</b>
公立保育所運営事業費 これまで通りの栄養バランスのとれた給食を実施するため、公立保育所の物価高騰相当分を負担する。	9,554 千円
児童ホーム整備事業費 児童ホーム事業の効率化を図るため、ICT化を推進する。	30,895 千円
<b>土木費</b>	<b>564,400 千円</b>
小田南公園関係事業費 小田南公園における地中埋設物の撤去処分に係る費用を負担する。	564,400 千円
<b>教育費</b>	<b>175,404 千円</b>
丹波少年自然の家事務組合負担金 丹波少年自然の家事務組合が令和 5 年度末で解散することに伴い、財産処分及び職員処遇に係る負担金を負担する。	65,212 千円
給食物資調達関係事業費 これまで通りの栄養バランスのとれた学校給食を実施するため、小中学校等の物価高騰相当分を負担する。	110,192 千円

&lt;令和5年12月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第98号	所 管	財務課								
件 名	令和5年度尼崎市工業用水道事業会計補正予算(第1号)												
内 容													
<p>1 補正予算の内容</p> <p>設計業務委託の入札不調の影響により、今年度に完了する予定であった当該業務委託の完了予定が令和6年度になることから、債務負担行為の限度額を増額変更する。</p> <p>2 債務負担行為 変更</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>期 間</th> <th>補正前限度額</th> <th>補正後限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業用水道施設 建設改良事業</td> <td>令和5年度から 令和7年度まで</td> <td style="text-align: right;">721,902</td> <td style="text-align: right;">736,371</td> </tr> </tbody> </table>						事 項	期 間	補正前限度額	補正後限度額	工業用水道施設 建設改良事業	令和5年度から 令和7年度まで	721,902	736,371
事 項	期 間	補正前限度額	補正後限度額										
工業用水道施設 建設改良事業	令和5年度から 令和7年度まで	721,902	736,371										



&lt;令和5年12月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第99号	所 管	財務課、ボートレース事業 部経営企画課
件 名	令和5年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)				
内 容					
1	補正予算の内容 SG第34回グランドチャンピオン(令和6年6月25~30日)の開催決定に伴い、当該競走の開催運営事業費について債務負担行為の設定を行う。				
2	債務負担行為 追加 (単位:千円)				
	事 項	期 間	限 度 額		
	SGグランドチャンピオン 開 催 運 営 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	98,621		



&lt;令和5年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第100号	所 管	給与課、公営企業局企画管理課
件 名	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の制定により、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、地方公共団体のパートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となること等から、関係条例について所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>改正の対象となる条例</p> <p>(1) 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(2) 尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例</p> <p>(3) 尼崎市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(4) 尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(5) 尼崎市一般職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</p>				
3	<p>改正内容</p> <p>(1) 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給</p> <p>ア 上記2(1)、(4)及び(5)の条例について、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するための規定を整備する。</p> <p>イ 上記2(3)の条例について、育児休業をしている会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するための規定を整備する。</p> <p>ウ 上記2(5)の条例の題名を「尼崎市一般職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例」に変更する。</p> <p>(2) 法律からの引用部分の改正</p> <p>上記2(2)の条例について、地方自治法から引用している部分の条ずれに対応するための改正を行う。</p>				
4	<p>施行期日</p> <p>令和6年4月1日</p>				

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(特定非常勤職員の給与)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に該当する特定非常勤職員 報酬（給料に相当する報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。）<u>並びに期末手当及び勤勉手当</u></p>	<p>(特定非常勤職員の給与)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に該当する特定非常勤職員 報酬（給料に相当する報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。）<u>及び期末手当</u></p>

尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(尼崎市議会の同意を要する賠償責任の免除)            第3条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の条例で定める場合は、法第15条第1項に規定する企業職員で公営企業の業務に従事するものの賠償責任に係る賠償額が200,000円以上である場合とする。</p>	<p>(尼崎市議会の同意を要する賠償責任の免除)            第3条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の条例で定める場合は、法第15条第1項に規定する企業職員で公営企業の業務に従事するものの賠償責任に係る賠償額が200,000円以上である場合とする。</p>

尼崎市職員の育児休業等に関する条例（第3条関係）

改正後	現 行
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第6条 尼崎市職員の給与に関する条例（昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。）第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員又は地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「企業職員等」という。）に該当する職員を除く。以下この条から第8条まで及び第14条において同じ。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（市長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に該当する職員については、<u>当該職員以外の職員に支給される期末手当との権衡を考慮して、市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して別に定めるところにより、期末手当を支給する。</u></p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。<u>ただし、会計年度任用職員に該当する職員については、当該職員以外の職員に支給される勤勉手当との権衡を考慮して、市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して別に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</u></p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第6条 尼崎市職員の給与に関する条例（昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。）第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員又は地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「企業職員等」という。）に該当する職員を除く。以下この条から第8条まで及び第14条において同じ。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（市長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に該当する職員については、<u>会計年度任用職員以外の職員に支給される期末手当等との権衡を考慮して、市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して別に定めるところにより、期末手当を支給する。</u></p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>会計年度任用職員に該当する職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（第4条関係）

改正後	現 行
<p>(特定非常勤技能労務職員の給与)</p> <p>第4条 法第22条の2第1項第1号に該当する特定非常勤技能労務職員の給与の種類は、報酬（給料に相当する報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。）<u>並びに期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p>	<p>(特定非常勤技能労務職員の給与)</p> <p>第4条 法第22条の2第1項第1号に該当する特定非常勤技能労務職員の給与の種類は、報酬（給料に相当する報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。）<u>及び期末手当</u>とする。</p>

尼崎市一般職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第5条関係）

改正後	現 行
<p>(題名)  <u>尼崎市一般職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例</u></p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項ただし書及び第5項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員で非常勤のもの（法第22条の2第1項第2号に該当する職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬、費用弁償並びに<u>期末手当及び勤勉手当</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(期末手当及び勤勉手当)</u></p> <p>第4条 職員（市長が、又は任命権者が市長と協議して別に定める職員に限る。）のうち6月1日又は12月1日に在職するものには、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>2 前項の期末手当（<u>第4項</u>において「期末手当」という。）の額は、常勤職員等に支給される<u>期末手当</u>の額との権衡を考慮して、市長が、又は任命権者が市長と協議して定める額とする。</p> <p>3 前項の規定は、<u>第1項の勤勉手当</u>（次項において「勤勉手当」という。）の額について準用する。この場合において、前項中「<u>期末手当の</u>」とあるのは、「<u>勤勉手当の</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2条第4項の規定は、<u>期末手当及び勤勉手当</u>の支給方法その他<u>期末手当及び勤勉手当</u>の支給について準用する。この場合において、同項中「前各項」とあるのは、「<u>第4条第1</u></p>	<p>(題名)  <u>尼崎市一般職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u></p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項ただし書及び第5項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員で非常勤のもの（法第22条の2第1項第2号に該当する職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び<u>期末手当</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(期末手当)</u></p> <p>第4条 職員（市長が、又は任命権者が市長と協議して別に定める職員に限る。）のうち6月1日又は12月1日に在職するものには、<u>期末手当</u>を支給する。</p> <p>2 前項の期末手当（<u>次項</u>において「期末手当」という。）の額は、常勤職員等に支給される<u>期末手当等</u>の額との権衡を考慮して、市長が、又は任命権者が市長と協議して定める額とする。</p> <p>3 第2条第4項の規定は、<u>期末手当</u>の支給方法その他<u>期末手当</u>の支給について準用する。この場合において、同項中「前各項」とあるのは、「<u>第4条第1項及び第2項</u>」と読み替</p>

項から第3項まで」と読み替えるものとする。

えるものとする。



&lt;令和5年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第101号	所 管	教育委員会事務局企画管理課
件 名	尼崎市教育振興審議会条例について				
<b>内 容</b>					
<p>1 制定理由</p> <p>本市は、教育基本法に基づき、教育の振興に資するための基本的な指針として「尼崎市教育振興基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しており、その計画期間を令和6年度までとしていることから、令和7年度以降を計画期間とする次期基本計画の策定を予定している。</p> <p>次期基本計画の策定に向けて、基本計画の策定のほか、教育委員会の事務の管理及び執行状況についての点検及び評価に関する事項についての調査審議を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、尼崎市教育振興審議会を設置するための条例を制定するもの。</p> <p>2 主な制定内容等</p> <p>(1) 設置(第2条)</p> <p>次に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、審議会を置く。</p> <p>ア 教育振興基本計画に関する事項</p> <p>イ 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項</p> <p>ウ 上記のほか、教育の振興に関する重要な事項</p> <p>(2) 組織(第3条)</p> <p>審議会は、委員12人以内で組織する。また、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>(3) 任期等(第5条)</p> <p>委員の任期は、2年を超えない範囲内において教育委員会が別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>(4) 条例の廃止(付則第2項)</p> <p>尼崎市立高等学校教育審議会条例は、廃止する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和6年4月1日</p>					



&lt;令和5年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第102号	所 管	高齢介護課
件 名	尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>総合老人福祉センターについては、尼崎市公共施設マネジメント基本方針により、今後の施設のあり方を「現地建替」か「機能変更して移転」のいずれかの方向で検討を進めており、その基本的な方向性を令和5年度末までに定める予定である。</p> <p>現時点においては、「現地建替」の場合であれば、令和8年度以降に一旦施設の供用を停止すること、「機能変更して移転」の場合であれば、移転候補地において新たな施設を整備した上で令和11年度以降に移転することとなる。</p> <p>こうした中で、次期指定期間となる令和6年度以降の施設の運営にあたっては、施設の供用停止や移転等を見据えた上での利用者や団体への対応が必要となり、市と指定管理者間で十分な連携をとりながら、円滑かつ着実に取組を進めていく必要があることから、次期指定管理者の選定について、同施設の指定管理者として長年培ったノウハウや経験をもつ、現指定管理者を新たな指定管理者として非公募で選定するため、所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>付則第2項の高齢者福祉の向上に寄与することができる社会福祉法人を非公募で指定管理者の指定を受けるべきものとして選定をすることができる特例の規定に、総合老人福祉センターを追加する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>付 則                      (指定管理者の選定の特例等)</p> <p>2 第8条及び第9条の規定にかかわらず、市長は、当分の間、センターの管理について、地域福祉の理念に基づき、センターの管理を通じて高齢者福祉の向上に寄与することができる社会福祉法人を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定することができる。</p>	<p>付 則                      (指定管理者の選定の特例等)</p> <p>2 第8条及び第9条の規定にかかわらず、市長は、当分の間、センター <u>(総合老人福祉センターを除く。以下同じ。)</u> の管理について、地域福祉の理念に基づき、センターの管理を通じて高齢者福祉の向上に寄与することができる社会福祉法人を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定することができる。</p>

&lt;令和5年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第103号	所 管	国保年金管理担当
件 名	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和5年政令第243号)の制定により、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者(以下「出産被保険者」という。)の所得割額及び均等割額について、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、産前産後期間に相当する額を減額するため、規定の整備を行うもの。</p> <p>また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)の施行等に伴う所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 産前産後期間相当分保険料の減額措置</p> <p>ア 出産被保険者に係る所得割額及び均等割額(現行の低所得者の保険料の減額賦課の適用を受ける場合には適用後の額)について、出産(予定)月の前月(多胎妊娠の場合は3月前)から出産(予定)月の翌々月までの期間に相当する額を当該世帯の世帯主に対して賦課する保険料から減額する規定を追加する。</p> <p>イ 出産被保険者となったときの世帯主による届出を義務付ける規定及び市長が出産被保険者となったことを確認できるときは当該届出を省略できる規定を追加する。</p> <p>(2) 法律からの引用部分の改正</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律から引用している条に変更が生じたこと等に対応するための改正を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和6年1月1日</p> <p>ただし、上記2(2)の改正は公布の日</p>					

尼崎市国民健康保険条例

改正後	現 行
<p>(結核・精神医療付加金)</p> <p>第7条の2 被保険者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項に規定する医療又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第5条第1項</u>に規定する精神障害者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項に規定する指定自立支援医療（通院医療に限る。）を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、結核・精神医療付加金として、当該医療に要する費用の額の100分の5に相当する額と当該医療に関して被保険者が自ら負担すべきこととなる額とのいずれか少ない額に相当する額を支給する。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（退職被保険者等（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の2第1項、<u>第19条の2の2第1項</u>、<u>第19条の2の3第1項</u>又は<u>第19条の2の4</u>の規定により基礎賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>エ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条</p>	<p>(結核・精神医療付加金)</p> <p>第7条の2 被保険者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項に規定する医療又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第5条</u>に規定する精神障害者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項に規定する指定自立支援医療（通院医療に限る。）を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、結核・精神医療付加金として、当該医療に要する費用の額の100分の5に相当する額と当該医療に関して被保険者が自ら負担すべきこととなる額とのいずれか少ない額に相当する額を支給する。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（退職被保険者等（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の2第1項又は<u>第19条の2の2第1項</u>の規定により基礎賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>エ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条</p>

<p>の3第1項、<u>第72条の3の2第1項又は第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金及び保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養給付等費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る保険料の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第8項又は第11項</u>の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3</p>	<p>の3第1項又は<u>第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金及び保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養給付等費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る保険料の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第11項又は第15項</u>の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3</p>
---	--

第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(基礎賦課限度額)

第15条の3 第11条又は第14条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同

第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(基礎賦課限度額)

第15条の3 第11条又は第14条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同

一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額及び第14条の基礎賦課額の合計額。第18条第1項及び第2項、第19条の2第1項、第19条の2の2第1項第1号並びに第19条の2の3第1項第1号において同じ。)は、令第29条の7第2項第9号に規定する額(他の法令の規定において基礎賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「基礎賦課限度額」という。)を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の3の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額  
(第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項、第19条の2の2第3項において読み替えて準用する同条第1項、第19条の2の3第2項において読み替えて準用する同条第1項又は第19条の2の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(2) 略

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項又は第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の3の10 第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の

一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合計額。第18条、第19条の2第1項及び第19条の2の2第1項において同じ。)は、令第29条の7第2項第9号に規定する額(他の法令の規定において基礎賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「基礎賦課限度額」という。)を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の3の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額  
(第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項又は第19条の2の2第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(2) 略

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項又は第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の3の10 第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の

世帯に属する場合には、第15条の3の3の後期高齢者支援金等賦課額及び第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額の合計額。第18条第1項及び第2項、第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項、第19条の2の2第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号並びに第19条の2の3第2項において読み替えて準用する同条第1項第1号において同じ。)は、令第29条の7第3項第8号に規定する額(他の法令の規定において後期高齢者支援金等賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。)を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第15条の4 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項、第19条の2の3第3項において読み替えて準用する同条第1項又は第19条の2の4の規定により介護納付金賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(2) 略

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項又は第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後の保険料の納付義務の発生等に伴う保険料賦課額の算定)

世帯に属する場合には、第15条の3の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額。第18条、第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項及び第19条の2の2第3項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。)は、令第29条の7第3項第8号に規定する額(他の法令の規定において後期高齢者支援金等賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。)を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第15条の4 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(2) 略

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項又は第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後の保険料の納付義務の発生等に伴う保険料賦課額の算定)

第18条 保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生し、一の世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、一の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、又は当該被保険者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合（以下この条において「保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合等」という。）における保険料の納付義務者に係る第11条若しくは第14条の基礎賦課額、第15条の3の3若しくは第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額（当該被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより当該被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第15条の5の介護納付金賦課額又は第19条の2第1項（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第19条の2の2第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）、第19条の2の3第1項（同条第2項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第19条の2の4に定める額の算定は、それぞれ、当該納付義務が発生した日、当該被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより当該被保険者数が減少した場合において、その減少した日が月の初日であるときは、その前日）、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は当該被保険者が特例対象被保険者等となった日の属す

第18条 保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生し、一の世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、一の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、又は当該被保険者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における保険料の納付義務者に係る第11条若しくは第14条の基礎賦課額、第15条の3の3若しくは第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額（当該被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより当該被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第15条の5の介護納付金賦課額又は第19条の2第1項（同条第3項又は第4項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは第19条の2の2第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、当該納付義務が発生した日、当該被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより当該被保険者数が減少した場合において、その減少した日が月の初日であるときは、その前日）、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は当該被保険者が特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

る月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が消滅した場合における保険料の納付義務者に係る第11条若しくは第14条の基礎賦課額、第15条の3の3若しくは第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額若しくは第15条の5の介護納付金賦課額又は第19条の2第1項、第19条の2の2第1項、第19条の2の3第1項若しくは第19条の2の4に定める額の算定は、当該納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより当該納付義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合等又は保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が消滅した場合で、被保険者でない者又は他の世帯に属する者が一の世帯に属する免除対象期間内出産被保険者（第19条の2の3第1項に規定する出産被保険者で、その免除対象期間（同項に規定する免除対象期間をいう。）内にあるものをいう。以下この条において同じ。）となったとき、一の世帯に属する免除対象期間内出産被保険者（介護納付金賦課被保険者でない者に限る。）が当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者となったとき、一の世帯に属する免除対象期間内出産被保険者が当該世帯に属する被保険者でなくなったときその他市長が別に定める異動が生じたときにおける保険料の賦課額の算定は、同項及び第19条の2の4並びに前2項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

（保険料の減額賦課）

第19条の2 略

(1) 世帯主並びに当該年度分の保険料の賦課期日（当該賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とす

2 保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が消滅した場合における保険料の納付義務者に係る第11条若しくは第14条の基礎賦課額、第15条の3の3若しくは第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額若しくは第15条の5の介護納付金賦課額又は第19条の2第1項若しくは第19条の2の2第1項に定める額の算定は、当該納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより当該納付義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

（保険料の減額賦課）

第19条の2 略

(1) 世帯主並びに当該年度分の保険料の賦課期日（当該賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とす

る。以下この項において同じ。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(以下この項において「世帯主等」という。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2

る。以下この項において同じ。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(以下この項において「世帯主等」という。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2

<p>第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める額(当該世帯主等のうちの給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同年における同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)及び公的年金等に係る所得を有する者(同年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては同年における当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては同年における当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める額に、当該合計数から1を控除した数に10万円を乗じて得た額を加えて得た額。以下この項において「基準額」という。)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額に、イに掲げる額を加えて得た額</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課</p>	<p>2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める額(当該世帯主等のうちの給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同年における同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)及び公的年金等に係る所得を有する者(同年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては同年における当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては同年における当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める額に、当該合計数から1を控除した数に10万円を乗じて得た額を加えて得た額。以下この項において「基準額」という。)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額に、イに掲げる額を加えて得た額</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課</p>
---	--

額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の5」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額は」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額は」と、「第11条又は第14条の基礎賦課額（以下この項において「基準基礎賦課額」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額（以下第3項において読み替えて準用するこの項において「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「この項」とあるのは「第3項において読み替えて準用するこの項」と、「この号」とあるのは「第3項において読み替えて準用するこの号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、同号ア中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第2号中「前号」とあるのは「第3項において読み替えて準用する前号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第3号中「前2号」とあるのは「第3項において読み替えて準用する前2号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、前項中「前項各号」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額は」とあるのは「介護納付金賦課額は」と、「第11条又は第14条の基礎賦課額（以下この項において「基準基礎賦課額」とあるのは「第15条の5の介護納付金賦課額（以下第4項において読み替えて準用するこの項において「基準介護納付金賦課額」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項第1号中「この項」とあるのは「第4項にお

第19条の2の2 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）が属する世帯に係る保険料の納付義務者に対して課する当該保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1号に掲げる額から、第2号に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の第1号に規定する基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者（未就学児に限る。）の数を乗じて得た額（以下この条において「軽減額」という。）を減額して得た額（当該額が基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 当該年度分の第11条又は第14条の基礎賦課額（以下この条において「基礎賦課額」という。）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「第11条又は第14条」とあるの

いて読み替えて準用するこの項」と、「この号」とあるのは「第4項において読み替えて準用するこの号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準介護納付金賦課額」と、同号ア中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、同項第2号中「前号」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準介護納付金賦課額」と、同項第3号中「前2号」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前2号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準介護納付金賦課額」と、第2項中「前項各号」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

第19条の2の2 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）が属する世帯に係る保険料の納付義務者に対して課する当該保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1号に掲げる額から、第2号に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の第1号に掲げる額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者（未就学児に限る。）の数を乗じて得た額（以下この条において「軽減額」という。）を減額して得た額（当該額が基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 当該年度分の第11条又は第14条の基礎賦課額（前条第1項の規定の適用を受ける場合は、同項（次条又は付則第19項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する額）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額は」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額は」と、「第1号」とあるのは「第3項において読み替えて準用す

は「第15条の3の3又は第15条の3の6」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

る第1号」と、「第2号」とあるのは「第3項において読み替えて準用する第2号」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「第11条又は第14条の基礎賦課額（前条第1項）」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額（前条第3項において読み替えて準用する同条第1項）」と、「同項」とあるのは「同条第3項において読み替えて準用する同条第1項」と、同項第2号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と読み替えるものとする。

第19条の2の3 対象出産被保険者（出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者に該当する被保険者をいう。以下同じ。）で、当該年度内にその免除対象期間（出産の予定日（規則で定める場合にあっては、出産の日）の属する月（以下この条において「出産予定月等」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあっては、3月前の月）から出産予定月等の翌々月までの期間をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部があるものをいう。以下この条において同じ。）が属する世帯に係る保険料の納付義務者に対して課する当該保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1号に掲げる額から第2号及び第3号に掲げる額の合計額を減額して得た額（当該額が基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 当該年度分の第11条又は第14条の基礎賦課額（以下この条において「基礎賦課額」という。）

(2) 当該対象出産被保険者に係る当該年度分の基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該対象出産被保険者に係る免除対象期間の

うち当該年度に属する期間の月数を乗じて  
得た額（当該額に1円未満の端数がある  
ときは、これを1円に切り上げる。以下この  
条において「所得割免除額」という。）（当  
該対象出産被保険者が当該世帯に2人以上  
属するときは、それぞれの対象出産被保険  
者に係る所得割免除額の合計額）

(3) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者1人  
当たりの被保険者均等割額に12分の1を  
乗じて得た額に、当該対象出産被保険者に  
係る免除対象期間のうち当該年度に属する  
期間の月数を乗じて得た額（当該額に1円  
未満の端数があるときは、これを1円に切  
り上げる。以下この条において「均等割免  
除額」という。）（当該対象出産被保険者が  
当該世帯に2人以上属するときは、それぞ  
れの対象出産被保険者に係る均等割免除額  
の合計額）

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額  
の減額について準用する。この場合において、  
同項中「基礎賦課限度額」とあるのは「後期  
高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号  
中「第11条又は第14条」とあるのは「第  
15条の3の3又は第15条の3の6」と読  
み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長  
が定める。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額  
について準用する。この場合において、同項  
中「被保険者を」とあるのは「介護納付金賦  
課被保険者を」と、「基礎賦課限度額」とある  
のは「介護納付金賦課限度額」と、同項第1  
号中「第11条又は第14条」とあるのは「第  
15条の5」と読み替えるほか、必要な技術  
的読替えは、市長が定める。

第19条の2の4 保険料の納付義務者が、第  
19条の2第1項（同条第3項及び第4項に  
おいて読み替えて準用する場合並びに次条及  
び付則第19項の規定により読み替えて適用

する場合を含む。以下この条において同じ。)  
に規定する納付義務者、第19条の2の2第  
1項(同条第3項において読み替えて準用す  
る場合を含む。以下この条において同じ。)  
に規定する納付義務者又は前条第1項(同条第  
2項及び第3項において読み替えて準用す  
る場合を含む。以下この条において同じ。)  
に規定する納付義務者の2以上に該当するとき  
は、その保険料の賦課額は、第19条の2第  
1項、第19条の2の2第1項及び前条第1  
項の規定にかかわらず、これらの規定に規定  
する額を参酌して市長が別に定めるところに  
より算定した額とする。

(出産被保険者に係る届出)

第19条の6 世帯主は、その世帯に出産被保  
険者が属することとなったときは、規則で定  
めるところにより、その旨を市長に届け出な  
ければならない。ただし、当該出産被保険者  
について、この条の規定による届出がなく  
ても市長が第19条の2の3第1項(同条第2  
項及び第3項において読み替えて準用する場  
合を含む。以下この条において同じ。)の規定  
の適用に必要な事項を確認することができる  
とき及び同条第1項の規定が適用されること  
となることのないときは、この限りでない。



&lt;令和5年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第104号	所 管	保育管理課
件 名	尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 多様化する保育ニーズへの適切な対応や老朽化した保育施設の環境改善、待機児童の解消等を適切に進め、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、南武庫之荘保育所を社会福祉法人に移管するため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容 別表中、南武庫之荘保育所の項を削除する。</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>					

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例

改正後		現 行	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	尼崎市立南武庫之荘保 育所	尼崎市南武庫之荘1 1丁目1番18号

&lt;令和5年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第105 ～110号	所 管	生涯、学習！推進課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立生涯学習プラザ）				
内 容					
1 施設名、所在地及び指定管理者					
	施設名	所在地	指定管理者		
1	中央北生涯学習プラザ	尼崎市東難波町2丁目14番1号	尼崎市文化振興財団・シルバー人材センター共同事業体あまがさきコミュニティパートナーズ 代表者 尼崎市昭和通2丁目7番16号 公益財団法人尼崎市文化振興財団 副理事長 村山 保夫		
2	小田北生涯学習プラザ	尼崎市潮江1丁目11番1-101号	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号 株式会社ハウスビルシステム 代表取締役 坂下 芳史		
	小田南生涯学習プラザ	尼崎市長洲中通1丁目6番10号			
3	大庄北生涯学習プラザ	尼崎市大島3丁目9番25号	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号 株式会社ハウスビルシステム 代表取締役 坂下 芳史		
	大庄南生涯学習プラザ	尼崎市大庄西町3丁目6番14号			
4	立花北生涯学習プラザ	尼崎市塚口町3丁目39番地の7	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号 株式会社ハウスビルシステム 代表取締役 坂下 芳史		
	立花南生涯学習プラザ	尼崎市栗山町2丁目25番28号			
5	武庫東生涯学習プラザ	尼崎市武庫之荘8丁目1番1号	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号 株式会社ハウスビルシステム 代表取締役 坂下 芳史		
	武庫西生涯学習プラザ	尼崎市武庫の里1丁目13番29号			
6	園田東生涯学習プラザ	尼崎市食満5丁目8番46号	尼崎市文化振興財団・シルバー人材センター共同事業体あまがさきコミュニティパートナーズ 代表者 尼崎市昭和通2丁目7番16号 公益財団法人尼崎市文化振興財団 副理事長 村山 保夫		
	園田西生涯学習プラザ	尼崎市食満2丁目1番1号			

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 選定方法

令和5年7月10日から9月4日まで公募を行い、北部及び南部それぞれ5人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる面接審査を実施し選定した。

【選定基準】

- ①市民の平等な利用が確保されるものであるか
- ②施設の効用を最大限に発揮させるものであるか
- ③施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか
- ④施設の管理を安定して行う能力を有しているものであるか

4 応募団体（下記に掲げる区分ごとに応募）

- (1) 中央北生涯学習プラザ 4団体
- (2) 小田北生涯学習プラザ及び小田南生涯学習プラザ 1団体
- (3) 大庄北生涯学習プラザ及び大庄南生涯学習プラザ 2団体
- (4) 立花北生涯学習プラザ及び立花南生涯学習プラザ 1団体
- (5) 武庫東生涯学習プラザ及び武庫西生涯学習プラザ 1団体
- (6) 園田東生涯学習プラザ及び園田西生涯学習プラザ 2団体

5 選定理由

各選定団体は、選定委員会で設けた4つの選定基準において、それぞれ総合的に優れた評価を得たことにより、生涯学習プラザの指定管理者として適切であると判断した。

## 応募者一覧

### (1) 中央北生涯学習プラザ

	法人等の名称	代表者名	所在地	
1	尼崎市文化振興財団・シルバー人材センター共同事業体あまがさきコミュニティパートナーズ			
	代表者	公益財団法人尼崎市文化振興財団	副理事長 村山 保夫	尼崎市昭和通2丁目7番16号
	構成員	公益社団法人尼崎市シルバー人材センター	代表理事 岩田 強	尼崎市東難波町5丁目19番5号
2	一般社団法人パートナーズ・株式会社関西衛生工業所共同事業体			
	代表者	一般社団法人パートナーズ	代表理事 高谷 浩司	尼崎市長洲西通2丁目11番6号
	構成員	株式会社関西衛生工業所	代表取締役 鈴木 みどり	伊丹市桑津1丁目1番12号
3	株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号	
4	特定非営利活動法人シンフォニー	代表理事 山崎 勲	尼崎市神田北通2丁目12番の1 大陽ビルディング5階D室	

(五十音順)

### (2) 小田北生涯学習プラザ及び小田南生涯学習プラザ

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号

### (3) 大庄北生涯学習プラザ及び大庄南生涯学習プラザ

	法人等の名称	代表者名	所在地	
1	一般社団法人パートナーズ・株式会社関西衛生工業所共同事業体			
	代表者	一般社団法人パートナーズ	代表理事 高谷 浩司	尼崎市長洲西通2丁目11番6号
	構成員	株式会社関西衛生工業所	代表取締役 鈴木 みどり	伊丹市桑津1丁目1番12号
2	株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号	

(五十音順)

## (4) 立花北生涯学習プラザ及び立花南生涯学習プラザ

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号

## (5) 武庫東生涯学習プラザ及び武庫西生涯学習プラザ

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号

## (6) 園田東生涯学習プラザ及び園田西生涯学習プラザ

	法人等の名称	代表者名	所在地	
1	尼崎市文化振興財団・シルバー人材センター共同事業体あまがさきコミュニティパートナーズ			
	代表者	公益財団法人尼崎市文化振興財団	副理事長 村山 保夫	尼崎市昭和通2丁目7番16号
	構成員	公益社団法人尼崎市シルバー人材センター	代表理事 岩田 強	尼崎市東難波町5丁目19番5号
2	株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号	

(五十音順)

&lt;令和5年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第111号	所 管	障害福祉政策担当
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立身体障害者デイサービスセンター）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立身体障害者デイサービスセンター 尼崎市七松町3丁目8番8号				
2	指定管理者 尼崎市三反田町1丁目1番1号 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 理事長 吹野 順次				
3	指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）				
4	選定方法 令和5年8月3日から10月2日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、5つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる面接審査を実施し選定した。 <b>【選定基準】</b> ①利用者の平等な利用が確保されること ②施設の効用を最大限に発揮するものであること ③施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること ④施設の管理を安定して行う能力を有していること ⑤このほか、施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること				
5	応募団体 1団体				
6	選定理由 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団は、選定委員会で設けた5つの選定基準において、総合的に優れた評価を得たことにより、身体障害者デイサービスセンターの指定管理者として適切であると判断した。				



&lt;令和5年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第112号	所 管	生活衛生課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市墓園及び尼崎市立弥生ヶ丘斎場）				
内 容					
1	施設名及び所在地				
	(1)	尼崎市弥生ヶ丘墓園	尼崎市弥生ヶ丘町		
	(2)	尼崎市西難波墓園	尼崎市西難波町2丁目		
	(3)	尼崎市立弥生ヶ丘斎場	尼崎市弥生ヶ丘町1番1号		
2	指定管理者				
	大林ファシリティーズ・五輪グループ共同企業体				
	代表者				
	大阪府中央区備後町1丁目7番10号				
	大林ファシリティーズ株式会社大阪支店				
	取締役常務執行役員大阪支店長 松井 秀雄				
3	指定期間				
	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）				
4	選定方法				
	令和5年8月23日から10月12日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、5つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる面接審査を実施し選定した。				
	【選定基準】				
	① 市民の平等な利用が確保されるものであるか				
	② 施設の効用を最大限に発揮させるものであるか				
	③ 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか				
	④ 施設の管理を安定して行う能力を有しているものであるか				
	⑤ 長期的に安定したサービスを提供するため、施設・設備等の適正な性能を恒常的に維持できるものであるか				
5	応募団体				
	1団体				
6	選定理由				
	大林ファシリティーズ・五輪グループ共同企業体は、選定委員会で設けた5つの選定基準の全てにおいて一定の水準以上の評価を得ており、尼崎市墓園及び尼崎市立弥生ヶ丘斎場の指定管理者として適切であると判断した。				

## 応募者一覧

	法人等の名称	代表者名	所在地	
1	大林ファシリティーズ・五輪グループ共同企業体			
	代表者	大林ファシリティーズ 株式会社大阪支店	取締役常務執行役員 大阪支店長 松井 秀雄	大阪市中央区備後町1 丁目7番10号
	構成員	株式会社五輪	代表取締役 宮本 岳司朗	富山市奥田新町12番 3号

&lt;令和5年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第113号	所 管	こども青少年課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立ユース交流センター）				
<b>内 容</b>					
1	施設名及び所在地 尼崎市立ユース交流センター 尼崎市若王寺2丁目18番4号				
2	指定管理者 尼崎ユースコンソーシアム 代表者 西宮市甲風園1丁目3番12号 特定非営利活動法人ブレインヒューマニティー 理事長 松本 学				
3	指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）				
4	選定方法 令和5年7月28日から9月15日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる面接審査を実施し選定した。 <b>【選定基準】</b> ① 市民の平等な利用が確保されるものであるか ② ユース交流センターの効用を最大限に発揮させるものであるか ③ ユース交流センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであるか ④ ユース交流センターの管理を安定して行う能力を有しているものであるか				
5	応募団体 1団体				
6	選定理由 尼崎ユースコンソーシアムは、選定委員会で設けた4つの選定基準の全てにおいて一定の基準以上の評価を得ており、特に施設運営にあたっての基本方針や事業内容においては、施設の機能を十分に活用した提案がなされていたことから、ユース交流センターの指定管理者として適切であると判断した。				

## 応募者一覧

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	尼崎ユースコンソーシアム		
	代表者	特定非営利活動法人 ブレインヒューマニ ティ	理事長 松本 学 西宮市甲風園1丁目3番12号
	構成員	一般社団法人ポノポ ノプレイス	代表理事 吹野 加代 尼崎市東園田町3丁目30番地 の14
	構成員	特定非営利活動法人 み・らいず2	代表理事 河内 崇典 大阪市住之江区南加賀屋4丁目 4番19号
構成員	特定非営利活動法人 こうベユースネット	理事長 辻 幸志 神戸市中央区東川崎町1丁目3 番3号ハーバーセンター5階 神戸市青少年会館内	

&lt;令和5年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第114号	所 管	上下水道部経営企画課
件 名	阪神水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及び同企業団規約の一部変更に関する協議について				
内 容					
<p>1 趣旨</p> <p>阪神水道企業団の構成団体として新たに明石市を加え、それに伴い同企業団規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体（神戸市・西宮市・芦屋市・宝塚市・明石市及び本市）で協議を行うため、地方自治法第290条の規定により議決を求めるもの。</p> <p>2 協議内容</p> <p>(1) 阪神水道企業団の構成団体に「明石市」を加える。</p> <p>(2) 上記(1)に伴い、同企業団規約第2条（企業団を組織する市）に「明石市」を加える。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和7年4月1日</p>					

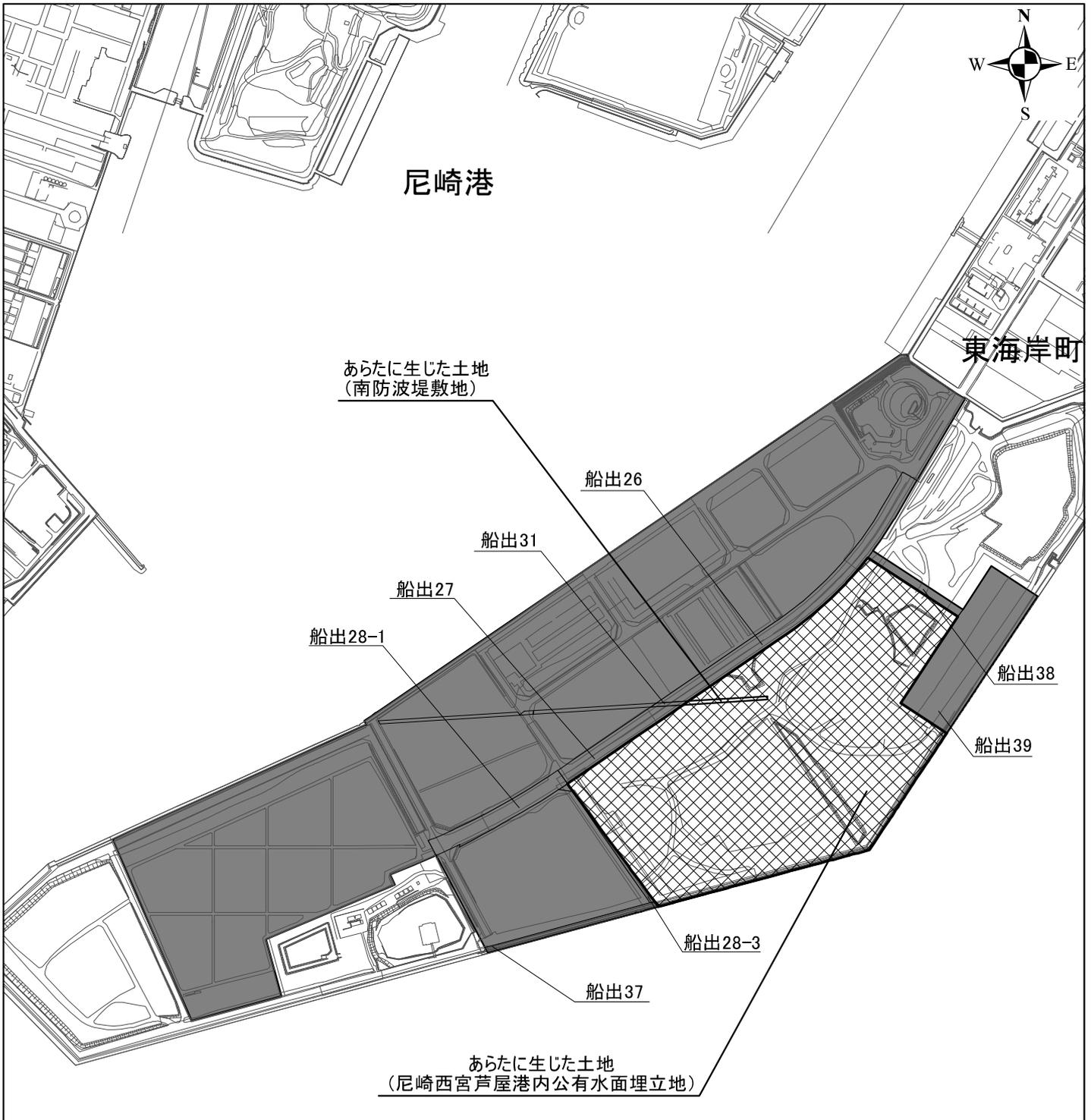
阪神水道企業団規約

改正後	現 行
(企業団を組織する市) 第2条 略 神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 宝塚市 明石市	(企業団を組織する市) 第2条 略 神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 宝塚市

&lt;令和5年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第115号	所 管	河港課																				
件 名	あらたに生じた土地の確認について																								
<b>内 容</b>																									
1 趣旨	<p>尼崎市船出地先の公有水面において、尼崎西宮芦屋港港湾管理者（兵庫県）から公有水面埋立てに関するしゅん功認可の通知があったこと等に伴い、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議決を求めるもの。</p>																								
2 あらたに生じた土地の所在及び面積	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立地</td> <td>尼崎西宮芦屋港内公有水面（南防波堤敷地）</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>尼崎市船出26番、27番、28番1、28番3、37番から39番地先の公有水面埋立地</td> <td>尼崎市船出31番地先の公有水面</td> </tr> <tr> <td>施行者</td> <td>兵庫県</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>しゅん功認可年月日及びしゅん功認可番号</td> <td>令和5年10月27日 兵庫県指令港第1280号の2</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">あらたに生じた土地の面積</td> <td>234, 635.21 平方メートル</td> <td>941.99 平方メートル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計 235, 577.20平方メートル</td> </tr> <tr> <td>全体計画面積</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">約113ha</td> </tr> </table>						尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立地	尼崎西宮芦屋港内公有水面（南防波堤敷地）	所在地	尼崎市船出26番、27番、28番1、28番3、37番から39番地先の公有水面埋立地	尼崎市船出31番地先の公有水面	施行者	兵庫県	国土交通省	しゅん功認可年月日及びしゅん功認可番号	令和5年10月27日 兵庫県指令港第1280号の2	/	あらたに生じた土地の面積	234, 635.21 平方メートル	941.99 平方メートル	合計 235, 577.20平方メートル		全体計画面積	約113ha	
	尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立地	尼崎西宮芦屋港内公有水面（南防波堤敷地）																							
所在地	尼崎市船出26番、27番、28番1、28番3、37番から39番地先の公有水面埋立地	尼崎市船出31番地先の公有水面																							
施行者	兵庫県	国土交通省																							
しゅん功認可年月日及びしゅん功認可番号	令和5年10月27日 兵庫県指令港第1280号の2	/																							
あらたに生じた土地の面積	234, 635.21 平方メートル	941.99 平方メートル																							
	合計 235, 577.20平方メートル																								
全体計画面積	約113ha																								
	※ 詳細は、「あらたに生じた土地図」のとおり																								
3 今後の予定	令和6年1月 議決後、尼崎市長の告示																								

# あらたに生じた土地図



## 凡例



あたらに生じた土地

(面積 : 235, 577. 20㎡)



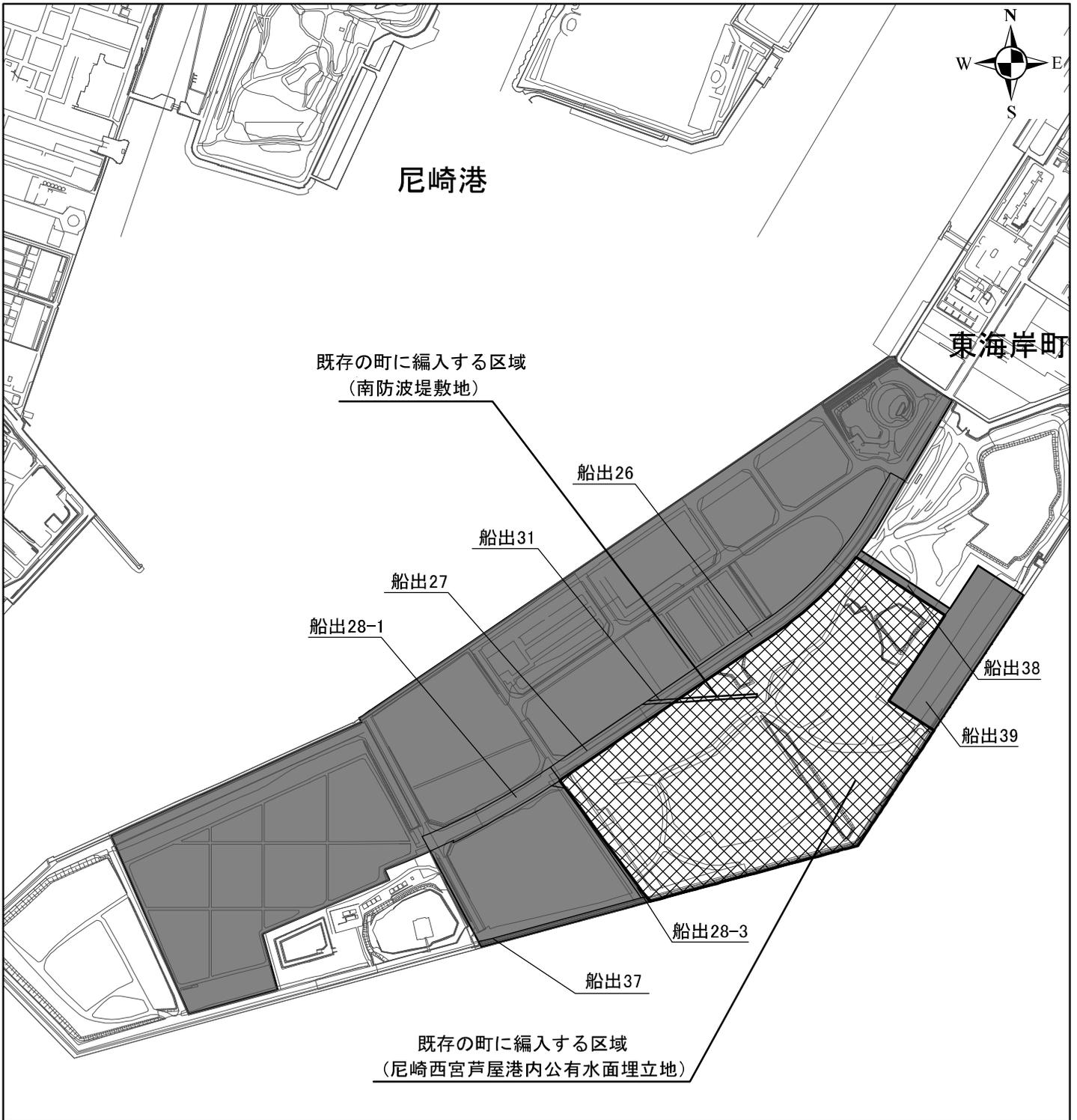
既に町に編入されている区域

(面積 : 602, 622. 67㎡)

&lt;令和5年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第116号	所 管	都市計画課
件 名	あらたに生じた土地の既存の町の区域への編入について				
内 容					
1 趣旨	<p>尼崎市船出地先の公有水面において、尼崎西宮芦屋港港湾管理者（兵庫県）から公有水面埋立てに関する工事のしゅん功認可の通知等があり、そのしゅん功等によりあらたに生じた土地を既存の町の区域に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求めるもの。</p>				
2 編入先の町	<p>船出</p> <p>※ 詳細は、「編入する区域図」のとおり</p>				
3 今後の予定	<p>令和6年1月 議決後、尼崎市長の告示</p>				

# 編入する区域図



## 凡例

-  既存の町に編入する区域 (面積 : 235,577.20㎡)
-  既に町に編入されている区域 (面積 : 602,622.67㎡)